

野焼きは犯罪です！

庭先や空き地などで廃棄物(ごみ)の焼却は、煙や悪臭などにより近隣の生活環境に大きな迷惑をかけるばかりでなく、毒性の強いダイオキシン類など有害物質の発生の原因にもなります。(平成13年4月1日から法律が改正され、野焼き(野外焼却)が全面的に禁止されている)

お互い気持ち良く過ごすためにも、廃棄物(ごみ)は絶対に野外で焼却せず、適正に処理しましょう。

野外でごみを燃やすのは、絶対に止めましょう！



野焼きの罰則

3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金。

又は、この併科。(併科とは、両方併せた罰則)

不法投棄は犯罪です！

町では、廃棄物(ごみ)の不法投棄を発見した場合現地を確認し、警察に通報するなどの対応を行っています。

廃棄物(ごみ)を海岸、山林、道路沿い等に捨てることは犯罪です！

絶対に止めましょう。ポイ捨ても！

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金。

又は、その併科。(併科とは、両方併せた罰則)



ごみの出し方に注意！

ごみは、各収集日に自宅前や道路沿いに出しておく、収集車が回収していきますが、ポリバケツやネットなどの対策をとらずにそのまま放置していると、カラスなどによりごみが散乱し、近隣に迷惑かけてしまうので、ごみを出す時は次の事に注意し、ごみを出しましょう！

- ごみを出す時は、ポリバケツに入れる・ネットをかける等ごみが散乱しないように出しましょう！
 - 新聞・雑誌などは、それぞれまとめて十字にしぼるか、それぞれダンボールに入れて出しましょう！
 - ダンボールは、ただで十字にしぼるか、小さいダンボールをたたみ大きいダンボールの中に入れて出しましょう！
- ※分別を行っていない場合収集しませんので、分別をきちんとしましょう！